

新生活スタート応援！！

春は進学や就職、転勤などに伴い一人暮らしを始めるなど、新しい環境で生活をスタートする学生や社会人が多くなる季節です。新生活に発生しやすいトラブルを防止するために、契約時に注意していただきたいポイントを消費者庁がまとめていますのでご紹介します。以下の5つのポイントに注意して新生活をスタートしましょう。



契約時に注意したい5つのポイント

1 契約するかどうかの判断は慎重に

- 「今だけのお得なキャンペーン」などと勧められる場合がありますが、迷ったら契約しないことも大切です。
- 高額な契約は、あらかじめ、契約内容を十分に確認し、周りの人に相談しましょう。

2 ローン(借金)はよく考えて

- 「必ず儲かる」と触れ込み、学生ローンで借金をしてでも契約を勧めるような悪質事業者もいます。そうした勧誘は直ちに断りましょう。
- 「必ず儲かる」ということはありません。

3 インターネット通販は事業者・内容を事前にチェック

- インターネット通販は手軽で便利でも、「商品が届かない」、「定期購入になっていた」といったトラブルに遭うこともあります。
- 契約内容や事業者の情報などを事前によく確認しましょう。

4 知らない人のSNS情報は確認をしっかりと

- 「SNSで知り合った人」の情報やSNSへの書き込みが被害のきっかけになることも。
- 「SNSでのやりとり」をうのみにしてはいけません。

5 エステや美容医療を受けるときはよく考えて

- サロンやクリニックに行った当日に、施術や治療を強く勧めてくる場合もあります。冷静に考えましょう。
- 施術・治療や契約の内容をきちんと説明してもらい、十分に理解しましょう。

話が違ふ！解約できるかな？と思ったら
クレジットや借金で困ったら
これって、ネットトラブル？と思ったら



消費者トラブル
ひとりで悩まず、すぐ相談



八王子市内在住・在勤・在学の方は、八王子市消費生活センター（☎042-631-5455）へ。

※お住まいの地域の市区町村や都道府県などの相談窓口をご案内する全国共通の3桁の電話番号
消費者ホットラインは、局番なしの（いやや！）☎188番。郵便番号を入力して利用します。

二十歳に成り立ての若者のトラブル

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、二十歳になった若者（成人）からの相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。また、未成年者のトラブルではあまり見られなかった「サイドビジネス」や「マルチ取引」、「エステティックサービス」に関する相談が多く寄せられているという特徴がみられます。

また、SNSを通じて知り合った人から儲け話をもちかけられたり、高額な契約をさせるために借金を勧められたりするという事例が少なくありません。

社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする悪質な業者もいるため注意が必要です。



アドバイス



1. いったん結んだ契約は「やっぱりやめたい」と思っても容易にやめることはできません。後々後悔しないためにも、**安易な気持ちで契約してはいけません。**
2. 「簡単に儲かる」という業者の言葉を信じたら騙されたという事例が後を絶ちません。簡単に大金を稼げるということはありませんので、業者の甘い言葉をうのみにせず、**契約前に身内や友人に相談するなどしましょう。**
3. 「今日なら安くなる」、「とりあえずサインだけして」などとその場で契約を迫る業者がいます。業者にせかされるまま高額な契約をすることは非常に危険です。**不必要な契約はきっぱり断ってください。**
4. 消費者金融での借金を勧めてくる業者には注意しましょう。クレジット契約を利用する際には、手数料を含めて無理なく支払える契約かどうか確認し、**安易に高額な契約はしないようにしましょう。**
5. 契約によっては取消しや解約ができる場合があります。自分で抱え込まず、**早め早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。**

(国民生活センターホームページより引用)

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は厳守します。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。
FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。